

第8次岡山県水質総量削減計画

平成29年6月

岡山県

第 8 次岡山県水質総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 等の規定により、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち岡山県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 3 号へに掲げる区域について、平成 28 年 9 月 30 日付け、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成 31 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	参考：平成 26 年度における量 （トン／日）
生活排水	14	16
産業排水	12	12
その他	6	6
合計	32	34

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	参考：平成 26 年度における量 （トン／日）
生活排水	9	9
産業排水	7	7
その他	21	21
合計	37	37

(3) りん含有量について

表 3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	参考：平成 26 年度における量 （トン／日）
生活排水	0.8	0.9
産業排水	0.6	0.6
その他	0.5	0.5
合計	1.9	2.0

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の水質を保全するためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備の一層の促進を図るとともに、排水処理の高度化の促進、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備等

下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽については、クリーンライフ 100 構想（岡山県全域汚水適正化処理構想。平成 28 年 11 月改定）により効率的な整備を行い、目標年度までに表 4 に掲げる処理人口等を目標にその整備を促進する。

下水道については、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりんの高処理の導入について、海域の状況を勘案しつつ、その実施を図る。

集落排水施設については、農業振興地域、漁港背後の漁業集落等において、その整備を促進するとともに適正な維持管理を図る。

浄化槽については、既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るとともに、合併処理浄化槽の整備事業の活用等により、その整備を促進する。また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）等に基づき、適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

なお、し尿処理施設については、適正な維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

表 4 下水道等処理人口

目標	行政人口（千人）	処理人口（千人）	
		下水道	1,320 【1,066】
平成 31 年度	1,903	集落排水施設	43
		合併処理浄化槽	310

※ 【 】 書きは、高度処理人口（内数）を示す。

※ 合併処理浄化槽処理の人口については、市町村による整備事業以外の民間設置分を含む。

イ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法等に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発及び普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域については、引き続き計画的及び総合的な生活排水対策を推進する。

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量対策の実績、難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

業種その他の区分ごとの化学的酸素要求量等の値については、環境省告示（化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 134 号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 135 号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 136 号））により定めることとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等への対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量の削減についての指導等を行うものとする。また、日平均排水量が50立方メートル未満の事業場については、排出水の実態等を考慮し、下水道への接続や、適正な排水処理について啓発等を行う。

さらに、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、講習会等を通じて、下水道への接続、汚濁負荷量の削減対策、排水処理施設の設置等の必要な措置を講ずるよう指導を行う。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

農地に由来する汚濁負荷量については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等に基づき、肥料の適正な施用を推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等に基づき、家畜排せつ物の適正管理等を推進する。

ウ 養殖漁場の保全

養殖漁場の環境を保全するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）及び同法により定められた養殖管理設定指針等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の保全を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

(4) 水質の管理

湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進する。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 水質浄化事業の推進

ア 河川・海域等における施設整備

河川等において、多自然川づくりの推進など自然環境が有する水質浄化機能の活用を図る。また、護岸等の整備時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川・海域等において必要に応じ、

底質改善を目的としたカキ殻の敷設、汚泥の除去のための浚渫・覆砂事業等を行う。

(2) 干潟・藻場等の保全、再生及び創出

水質浄化や物質循環の促進等の機能を有し、多様な生物が生息・生育する場となる干潟・藻場の保全を図るとともに、再生及び創出の取組を推進する。

(3) 行政機関・民間団体等との連携

このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が連携した取組の推進に努める。

(4) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他発生源に対する指導等効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 教育、啓発等

本計画をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、本計画の趣旨及び内容について、県の広報紙、ホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請する。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒等に対しては、学校教育の中でも、水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努める。

(6) 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の充実に努める。

(7) 中小企業者等への措置等

中小企業者等に対し、改善等に対する資金の融通の円滑化及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進する。